

第22回 釧路市農業委員会総会議事録

1. 日 時 平成29年1月31日 13:30～14:30
2. 場 所 釧路市役所本庁舎 2階第3委員会室
3. 出席委員 1番 吉田 重喜委員 2番 河崎 忠委員 3番 田井 博行委員  
4番 福西 範委員 5番 田井 克廣委員 6番 三木 均委員  
7番 浅野 徳昭委員 8番 熊坂 隆雄委員 9番 野村 照明委員  
10番 佐藤 裕司委員 11番 松下 裕幸委員 12番 佐藤 泰正委員  
13番 細川 裕委員 14番 菊池 隆委員 15番 村上 正人委員  
16番 松永 征明委員 19番 大坂 博文委員 20番 稲場 洋二委員  
(以上 18名)
4. 欠席委員 18番 菊池 利治委員 21番 成田 俊英委員  
(以上 2名)
5. 参 与 者 農業委員会事務局  
事務局長 大西 俊二 事務局長補佐 阿部 浩治 主査 秋元 公宏  
主査 佐藤 賢二 農地業務担当員 道尾 真弓 農地業務担当員 小泉真由美  
(以上 6名)
6. 議事日程 会議録署名委員の指名 13番 細川 裕委員  
14番 菊池 隆委員
- 会期決定について 平成29年1月31日(1日)
- 会務概要報告
- 報告第62号 現況証明願について(市街化区域)  
報告第63号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
報告第64号 農業経営証明願について  
議案第90号 農地法第5条の規定による許可申請に係る進達について  
議案第91号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について



議長  
野村会長

ただいま事務局から説明がありました、報告第62号「現況証明願」について質問等を求めます。

委員  
委員一同

なし

議長  
野村会長

質問がないようですので、それでは次に、報告第63号「農地法第18条第6項の規定による通知」について報告して下さい。

事務局  
大西事務局長

それでは、議案書の8ページでございます、報告第63号「農地法第18条第6項の規定による通知」について報告します。

農地法第18条第6項の規定は、農地の賃貸借において合意解約した場合は、賃貸人、賃借人の当事者は、その旨、農業委員会に通知することになっております。

今回は、釧路地区で3件の通知がありました。

議案書9ページの表の1番は、資料が10ページから12ページでございます。

■■■■が所有する、■■■■、他1筆、合計■■■■㎡の農地について、借主であります■■■■との間で、平成29年1月12日に合意解約を行い、同日、通知がありました。

次に、議案書9ページの表の2番は、資料が10ページ、13ページでございます。

■■■■が所有する、■■■■、他2筆、合計■■■■㎡の農用地について、借主であります■■■■との間で、平成29年1月12日に合意解約を行い、同日、通知がありました。

次に、議案書9ページの表の3番は、資料が10ページ、14ページでございます。

■■■■が所有する、■■■■、の1筆、■■■■㎡のうち■■■■㎡の農地について、借主であります■■■■との間で、平成29年1月12日に合意解約を行い、同日、通知がありました。

以上、3件の合意解約について報告致します。

ただいま事務局から説明がありました、報告第63号「農地法第18条第6項の規定による通知」について質問等を求めます。

委員  
委員一同

なし

議長  
野村会長

質問がないようですので、次に、報告第64号「農業経営証明願」について事務局より報告して下さい。

事務局  
大西事務局長

それでは議案書15ページでございます、報告第64号「農業経営証明願」について報告致します。

今回は、阿寒地区で2件の申請がありました。

議案書16ページの別表の1番は、[ ]の[ ]から、外国人技能実習生制度の活用のため、農業者である旨の証明書を当該事業の斡旋業者へ提出するために、平成28年12月26日に申請があり、農地基本台帳により農業経営を行っていることを確認し、同日、会長専決により証明書の発行を行いました。

議案書16ページの別表の2番は、[ ]の[ ]より、外国人技能実習生制度の活用のため、農業者である旨の証明書を当該事業の斡旋業者へ提出するために、平成29年1月10日に申請があり、農地基本台帳により農業経営を行っていることを確認し、同日、会長専決により証明書の発行を行いました。

以上、2件の農業経営証明願について報告致します。

議長  
野村会長

ただいま事務局から説明がありました、報告第64号「農業経営証明願」について質問等を求めます。

質問がないようですので、続いて、議案の審議にはいります。

議案第90号「農地法第5条の規定による許可申請の進達」について審議しますので、事務局より説明して下さい。

事務局  
大西事務局長

それでは、議案書17ページにございます、議案第90号「農地法第5条の規定による許可申請の進達」について説明します。

農地法第5条の規定は、農地を農地以外のものにするため、又は、採草放牧地を採草放牧地以外のものにするため、これらの土地について第3条第1項本文に掲げる権利を設定し、又は、移転する場合には、政令で定めるところにより、当事者が都道府県知事の許可を受けなければならないことになっておりますが、農業委員会で審議をし、意見を付して北海道知事に進達することになっております。

今回、釧路地区で1件の許可申請がございました。

議案書18ページ目の表の1番は、資料が議案書19ページから23ページにございます。

[ ]が所有する、[ ]、の1筆、公簿面積 [ ]㎡の農地の内、 [ ]㎡について、 [ ]に無償貸借の上、農業用施設であります、バンガーサイロ及び作業用地として転用したい旨、農地の転用許可申請が提出されたものであります。

本件に関しましては、事前に申請の相談がありましたことから、11月24日に釧路地区の農業委員3名と事務局職員4名により、現地調査などの審査を行っております。

お手元に配布致しております、農地法第5条調査書をご参照下さい。

以上、1件の「農地法第5条の規定による許可申請」についてご審議をお願い致します。

ただいま事務局から説明がありました「農地法第5条の規定による許可申請に係る進達」の1番について、調査委員長の河崎委員より報告をお願いします。

委員  
河崎委員

議案第90号「農地法第5条の規定による許可申請に係る進達」の調査報告をいたします。

この件につきましては、平成28年11月24日に鉏路地区委員3名及び事務局4名にて現地調査並びに協議を行なっておりました。

申請内容は、父親である [ ] の所有地に、子である [ ] が農業用施設であるバンカーサイロを建設しようとするものであります。

計画されている場所は、農用地域内で農業用施設用地に用途変更されており、住宅の近隣地で、飼料の確保がより有効に行え、農作業の効率性も高い場所であり、近隣にここ以外の建設場所も見当たらないことから妥当であると認められ、今後の経営に必要であり、規模、面積、資金面も妥当であることから、調査委員会としては許可相当という意見となりましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長  
野村会長

河崎委員、ありがとうございました。

それでは「農地法第5条の規定による許可申請に係る進達」の1番について審議しますが、この案件は私と親族に係るものですから議事参与の制限により、鉏路市農業委員会会議規則第3条により、[ ] の稲場洋二委員に替り、私は退室します。

( [ ] 退室)

議長  
稲場会長代理

稲場です。

規則によりまして、会長に替り、議長を務めさせていただきますのでよろしくお願い致します。

それでは、1番を審議致します。

質問、意見を求めます。

委員  
委員一同

なし

議長  
稲場会長代理

質問がないようですので、採決いたします。

議案第90号「農地法第5条の規定による許可申請の進達」について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長  
稲場会長代理

総数と認め、議案第90号「農地法第5条の規定による許可申請の進達」については原案のとおり決定いたします。

[ ] は入室して下さい。

( 入室)

議長

稲場会長代理

1 番については、原案のとおり決定致しました。  
それでは、ここで議長を交代します。

議長

野村会長

それでは次に、議案第 9 1 号「農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定による農用地利用集積計画の決定」について審議致します。  
事務局より説明して下さい。

事務局

阿部局長補佐

それでは、議案書の 2 4 ページでございます、議案第 9 1 号「農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定による農用地利用集積計画の決定」について説明致します。

今回は、釧路地区で 1 3 件、阿寒地区で 4 件、音別地区で 7 件の計画がございます。議案書 2 5 ページの表の 1 番ですが、資料は 3 1 ページ、3 2 ページでございます。  
が所有する、  
、他 1 筆、合計  $\text{m}^2$  の農地について、あっせんにより、  
に  $\text{円}$  で、売買による所有権移転を行うものでございます。

次に、議案書 2 5 ページの表の 2 番ですが、資料は 3 1 ページ、3 3 ページでございます。

が所有する、  
、他 1 筆、合計  $\text{m}^2$  の農地について、あっせんにより、  
に  $\text{円}$  で、売買による所有権移転を行うものでございます。

次に、議案書 2 5 ページの表の 3 番ですが、資料は 3 4 ページから 3 6 ページでございます。

が所有する、  
、他 6 筆、合計  $\text{m}^2$  の農地について、あっせんにより、  
に  $\text{円}$  で、売買による所有権移転を行うものでございます。

次に、議案書 2 5 ページの表の 4 番ですが、資料は 3 4 ページ、3 7 ページ、3 8 ページでございます。

が所有する、  
、他 1 筆、合計  $\text{m}^2$  の農地について、あっせんにより、  
に  $\text{円}$  で、売買による所有権移転を行うものでございます。

次に、議案書 2 5 ページの表の 5 番ですが、資料は 3 9 ページ、4 0 ページでございます。

が所有する、  
、他 2 筆、合計  $\text{m}^2$  の農用地について、あっせんにより、  
に  $\text{円}$  で、売買による所有権移転を行うものでございます。

次に、議案書 2 6 ページの表の 6 番ですが、資料は 4 1 ページ、4 2 ページでございます。

が所有する、  
、他 6 筆、合計  $\text{m}^2$  の農地について、  
に、年間  $\text{円}$  で、賃貸借を行うものでございます。

次に、議案書26ページの表の7番ですが、資料は41ページ、43ページにございます。

が所有する、  
、の1筆、 $\text{m}^2$ の農地について、  
に、年間  
円で、賃貸借を行うものでございます。

次に、議案書26ページの表の8番ですが、資料は41ページ、44ページにございます。

が所有する、  
、他1筆、合計  
 $\text{m}^2$ の農地について、  
に、年間  
円で、賃貸借を行うものでございます。

次に、議案書26ページの表の9番ですが、資料は45ページから47ページにございます。

が所有する、  
、他4筆、合計  
 $\text{m}^2$ の農地について、  
に、年間  
円で、賃貸借を行うものでございます。

次に、議案書26ページの表の10番ですが、資料は45ページ、48ページにございます。

が所有する、  
、他8筆、合計  
 $\text{m}^2$ の農地について、  
に、年間  
円で、賃貸借を行うものでございます。

次に、議案書27ページの表の11番ですが、資料は49ページ、50ページにございます。

が所有する、  
、他2筆、合計  
 $\text{m}^2$ の農地について、  
に、年間  
円で、賃貸借を行うものでございます。

次に、議案書27ページの表の12番ですが、資料は49ページ、51ページにございます。

が所有する、  
、他1筆、合計  
 $\text{m}^2$ の農地について、  
に、年間  
円で、賃貸借を行うものでございます。

次に、議案書27ページの表の13番ですが、資料は49ページ、52ページにございます。

が所有する、  
、の1筆、 $\text{m}^2$ の農地について、  
に、年間  
円で、賃貸借を行うものでございます。

次に、議案書28ページの表の14番ですが、資料は53ページ、54ページにございます。

が所有する、  
、他1筆、合計  
 $\text{m}^2$ の農地について、  
に、年間  
円で、賃貸借を行うものでございます。

次に、議案書28ページの表の15番ですが、資料は55ページ、56ページにございます。

が所有する、  
、他2筆、合計  
 $\text{m}^2$ の農地について、  
に、年間  
円で、賃貸借を行うものでございます。

次に、議案書28ページの表の16番ですが、資料は57ページから61ページにございます。

が所有する、  
、他6筆、合計  
 $\text{m}^2$ の農地について、  
に、年間  
円で、賃貸借を行うものでございます。

次に、議案書28ページの表の17番ですが、資料は57ページ、62ページから65ページにございます。

が所有する、  
、他20筆、合計  $\text{m}^2$ の農地について、  
に、年間 円で、賃貸借を行う  
ものでございます。

次に、議案書29ページの表の18番ですが、資料は66ページから68ページに  
ございます。

が所有する、  
、他7筆、合計  $\text{m}^2$ の農地について、  
に、年間 円で、賃貸借を行うものでございます。

次に、議案書29ページの表の19番ですが、資料は66ページ、69ページ、70  
ページにございます。

が所有する、  
、他3筆、合計  $\text{m}^2$ の農地について、  
に、年間 円で、賃貸借を行うものでございます。

次に、議案書29ページの表の20番ですが、資料は66ページ、71ページ、72  
ページにございます。

が所有する、  
、他15筆、合計  $\text{m}^2$ の農地について  
に、年間 円で、賃貸借を行うものでございま  
す。

次に、議案書29ページの表の21番ですが、資料は73ページ、74ページにご  
ざいます。

が所有する、  
、他1筆、合計  $\text{m}^2$ の農地について、  
に、年間 円で、賃貸借を行うものでご  
ざいます。

次に、議案書30ページの表の22番ですが、資料は73ページ、75ページから  
77ページにございます。

が所有する、  
、他3筆、  
合計  $\text{m}^2$ の農地について、  
に、年間 円で、賃貸借を行うものでござ  
います。

次に、議案書30ページの表の23番ですが、資料は73ページ、78ページにご  
ざいます。

が所有する、  
、の1筆、 $\text{m}^2$ の農地につ  
いて、  
に、年間 円で、賃貸借を行うものでござ  
います。

次に、議案書30ページの表の24番ですが、資料は79ページから81ページに  
ございます。

が所有する、  
、他3筆、合計  $\text{m}^2$ の農地について、  
に、年間 円で、賃貸借を行うものでござ  
います。

以上24件の農用地利用集積計画の決定について、ご審議を頂きたく、よろしくお  
願い致します。

議長  
野村会長

それでは、ただいま事務局から説明のありました、議案第91号「農業経営基盤強  
化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」について審議することと  
致しますが、20番については、  
に係る案件であり議事参与の制限を受けま  
す。

22番につきましては、  
と  
が役員となっている法人に係る案件で  
すので議事参与の制限を受けます。



さらに、23番、24番については、[REDACTED]に係る案件であり、議事参与の制限を受けます。

従いまして、これら制限のある案件を審議したのち、残りを一括審議することと致します。

それではまず、20番を審議しますので、[REDACTED]は退室して下さい。

([REDACTED]退室)

議長  
野村会長

20番について、質問、意見を求めます。

委員  
委員一同

なし

議長  
野村会長

質問がないようですので、採決いたします。

議案第91号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」の20番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長  
野村会長

総数と認め、議案第91号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」の20番については原案のとおり決定いたします。

次に、22番を審議しますので、[REDACTED]は退室して下さい。

([REDACTED]退室)

議長  
野村会長

22番について、質問、意見を求めます。

委員  
委員一同

なし

議長  
野村会長

質問がないようですので、採決いたします。

議案第91号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」の22番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長  
野村会長

総数と認め、議案第91号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」の22番については原案のとおり決定いたします。

■■■■、■■■■は、入室して下さい。

(■■■■、■■■■入室)

議長  
野村会長

20番、22番については、原案のとおり決定致しました。

次に、23番、24番を審議しますので、■■■■は退室して下さい。

(■■■■退室)

議長  
野村会長

23番、24番について、質問、意見を求めます。

委員  
委員一同

なし

議長  
野村会長

質問がないようですので、採決いたします。

議案第91号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」の23番、24番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長  
野村会長

総数と認め、議案第91号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」の23番、24番については原案のとおり決定いたします。

■■■■は、入室して下さい。

(■■■■入室)

議長  
野村会長

23番、24番については、原案のとおり決定致しました。

それでは、残りの1番から19番、21番について一括審議します。

質問、意見を求めます。

委員  
委員一同

なし

議長  
野村会長

質問がないようですので、採決いたします。

議案第91号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画

の決定」の1番から19番、21番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長  
野村会長

総数と認め、議案第91号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」の1番から19番、21番については原案のとおり決定いたします。

これを持ちまして本日の議事の全てが終了致しましたが、他に何かございませんか。なければ本日の総会は閉会といたします。

以上会議の顛末を記載し、真正であることを認めます。

平成29年1月31日

議長 野村 照明

署名委員 組川 隆

署名委員 菊池 隆